

<翻 訳>

# ヴィットリオ・エマヌエーレ・ オルランド：法律家

高 橋 利 安

[付 記]

本稿は、近代イタリア公法学の創始者であるヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド (Vittorio Emanuele Orlando) に関する資料の翻訳である。今回は、オルランドの経歴・業績の全体をコンパクトに紹介したイタリア公法学史研究の第一人者であるマウリツィオ・フィオラヴァンティ (Maurizio Fioravanti, フィレンツェ大学法学部名誉教授)<sup>1)</sup>の「ヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド：法律家」を取り上げた。これは、イタリア上院の主催で2002年12月4日に実施された「ヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド：学者、政治家及び首相・大臣経験者 (Vittorio Emanuele Orlando: Lo scienziato, il politico e lo statista)」という研究集会<sup>2)</sup>における

---

1) 彼のオルランド研究の主要なものは以下の通り。 *Popolo e Stato negli scritti giovani di Vittorio Emanuele Orlando (1881-1897)*, 1979; *Gaetano Mosca e Vittorio Emanuele Orlando: due itinerari paralleli (1881-1897)*, 1982; *Vittorio Emanuele Orlando e le prime riviste della giuspubblicistica italiana (1891-1903)*。以上の論文は、 *La scienza del diritto pubblico. Dottrine dello Stato e della Costituzione tra Otto e Novecento*, Giuffrè, Milano 2001, vol. 1, 67頁以下に収録されている。さらに、 *Vittorio Emanuele Orlando*, in *Il Parlamento italiano 1861-1988, vol. 9 1915-1919. Guerra e Dopoguerra. Da Salandra a Nitti*, CEI, Milano, pp. 273-290。この論文は、拡充され英文でも公表された。 *Vittorio Emanuele Orlando: Scholar and State man*, in A. Pizzorusso (a cura di), *Italian Studies in Law*, Marinus Nyhoff, Dordrecht, Boston and London, 1992, vol. 1 29-54頁。

2) この研究集会の内容は、 *Senato della Repubblica, Vittorio Emanuele Orlando: Lo scienziato, il politico e lo statista*, Roma, Rubbettino, 2003として公刊された。フィオラヴァンティの報告は、17-26頁に収録されている。

フィオラヴァンティ氏の報告である。

この翻訳が、ヨーロッパ諸国の公法学の形成・発展に関する日本における歴史研究がイギリス、フランス、ドイツに集中している状況の見直しの契機となれば幸いである。なお、翻訳にあたっては、読者の理解に資するために見出し、翻訳注を付した。また、同じ理由から参考資料としてオランダに関する年譜を作成した。

## ヴィットリオ・エマヌエーレ・オランダ：法律家

### 生涯の概要

ヴィットリオ・エマヌエーレ・オランダは、ガリバルディが、サレーミにおいて歴史的な宣言<sup>3)</sup>を発した数日後の1860年5月19日、パレルモで生まれた。後年、1946年3月9日に行われた国民評議会（*Consulta Nazionale*）<sup>4)</sup>での著名な演説において、オランダ自身この事実に触れ、ある意味で、自分が、イタリア国家と同じ歳であると明言した<sup>5)</sup>。国民統一国家との実質的かつ特有の「自己同一化」については、後に再び触れることにしよう。

オランダは、1897年3月21日に初めて（アルベルト憲章下で、訳者に

3) シチリア島に上陸後、首都パレルモに前進中の5月14日、ガリバルディは、サレーミで「イタリア王ヴィットリオ・エマヌエーレの名においてシチリアの独裁権を掌握する」と宣言した。北原敦「リソルジメントと国家統一」同編『世界各国史 イタリア史』、山川出版、2008年402頁。

4) 国民評議会は、自由選挙が行われる条件に欠けていた当時の環境を踏まえて、政府の立法活動を補佐する諮問機関として、1945年9月25日から1946年5月10日まで活動した。

5) 「摂理あるいは運命が、祖国の歴史に大いに参加することを望んだばかりでなく、自らの肉体的存在にイタリア国家の存在を集約している人間の問題である。なぜなら、私は、すでにカルタフィーミで勝利していたガリバルディのパレルモ到達の7日前に生まれた。単なるピエモンテの拡大という懸念を払拭し、イタリアの統一を実現したのは、シチリアのサレーニにおいてであった。それゆえ、私の歳はイタリア国家の歳である。」cfr., *Consulta nazionale, assemblea plenaria, seduta pomeridiana di sabato 9 marzo 1946, in Vittorio Emanuele Orlando, Discorsi parlamentari*, Bologna, il Mulino, 2002, pp. 680-681.

よる補訂，以下同様）下院議員に選出され，そして，新憲法の経過規定（及び最終規定）第3項<sup>6)</sup>の定める憲法制定議会議員及び元内閣総理大臣としての資格で任命された共和国元老院（以下，上院と表記）議員<sup>7)</sup>として議員生活を終えた。

## 長期にわたる研究活動

オルランドは，1952年12月1日ローマで死去したが，最後まで頭脳明晰で生命力に満ちていた。数週間前には破毀院民事第2部で最後の弁論をしたばかりであった。さらに注目すべきことは，死亡した52年に根本的に重要な2つの論文を発行したことある。この論文とは，1891年に初版が発行された『行政法要綱 (*Principi di diritto amministrativo*)<sup>8)</sup>』の再版に対する長文の序論<sup>9)</sup>と政党についての草稿<sup>10)</sup>であった。この草稿でオルランドは，政党に新たに付与された憲法上の重要性の大きさを検討した。この政党の新たな重要性については，共和国憲法にもある程度盛り込まれた。そして，1883年の最初期の著作<sup>11)</sup>でも当時の最新の問題であった1882年の選挙法改

6) 「共和国元老院の最初の構成については，憲法制定議会の議員であって，元老院議員なる法定要件を備えかつ次に掲げる者に該当する者は，共和国大統領の命令により元老院議員に任命する。

内閣総理大臣または立法府の議長 以下，略。

7) アルベルト憲章上の上院は，1946年の6月2日に実施され王政の廃止を選択した国民投票と同日の憲法制定議会選挙の結果，1946年6月25日にその活動を中断し，1947年11月7日に廃止された（1947年憲法的法律第3号「上院の廃止及びその構成員の法的地位の確定について (*Soppressione del Senato e determinazione della posizione giuridica dei suoi componenti*)」)。共和国憲法上の上院は，1948年総選挙を経て5月8日にその活動を開始した。

8) *Principi di diritto amministrativo*, Firenze, Barbera.

9) *Sviluppi storici del diritto amministrativo in Italia dal 1890 al 1950*, Introduzione alla nuova edizioni dei *Principi di diritto amministrativo*, Manuali, Barbera, 1952. 現在は，*Scritti giuridici varii* (1941-1952), Milano, Giuffrè, pp. 163-234に再録されている。

10) Sui partiti politici. Saggio di una sistemazione scientifica e metodica, in *op.cit.*, pp. 599-619.

11) この83年の著作 (*La riforma elettorale, Studio, Col testo della legge elettorale* ↗

正改正問題に取り組んでいたのであった。1882年から1952年までの70年にわたって継続した学問の仕事は、憲法をめぐる新現象及び現実問題との絶え間ない対決であった。

*politica 22 gennaio 1882*, Milano, Hoepli) は、1881年に執筆した論文「選挙改革について (Della riforma elettorale, Milano, 1881)」の完成版といえる。1882年の選挙改正では、①年齢・識字要件・財産要件の緩和による選挙権の拡大、②選挙区及び投票方法の変更が争点となった。その結果、①年齢要件が満25歳から満21歳へと引き下げられと同時に識字要件、財産要件も緩和され、有権者は、1880年の621,896から2,049,461に増大した。②選挙区は、小選挙区制から大選挙区制(定数2から5)に変更、投票方法も名簿投票制に移行した。オランダは、この著作において、選挙権の一定の拡大に賛成する穏健な自由主義の立場から、投票を個人の自然権ととらえるジャコバン的な論理および、あらゆる投票権の拡大を国家の統合性への脅威ととらえる保守派を批判した。Cfr., M. Fioravanti, Vittorio Emanuele Orlando: *Scolar and State man*, *op.cit.*, p. 31.

自由主義期の選挙制度の変遷の概要は、以下の通り。高橋利安「統一後の議会と行政」高橋進・村上義和(編著)、明石書店、2018年、188頁。

- (1) 1860-1880 財産資格を中心とした厳格な制限選挙・小選挙区2回投票制
  - ①定数：387(イタリア王国の誕生を宣言した議会の選出)→508(ローマ・ラツィオの併合)
  - ②第1回投票での当選条件→選挙区の有権者総数の3分の1以上かつ有効投票数の過半数の得票。条件を満たす候補者がいない場合には、上位2名による決選投票
  - (2) 1882-1890 緩和された制限選挙・大選挙区連記制
    - ①選挙年齢の引き下げ25歳→21歳
    - ②事実上の財産資格の廃止。事実上の「読み書き能力」について自己申告による選挙名簿への登載申請
    - ③「名簿式」制限連記制 定数2から5の大選挙区。定数5の選挙区を除いて定数分の投票可。定数5の選挙区のみ制限連記制→少数派の保護
- (3) 1892-1913 普通選挙・小選挙区2回投票制の確立
  - ①小選挙区2回投票制へ復帰
  - ②第1回投票での当選条件の緩和(当該選挙の有権者総数の6分の1以上かつ有効投票の過半数の得票)
  - ③30歳以上男子普通選挙制(1912年法律666号)
  - (4) 1919-1921 名簿式比例代表制

## イタリア公法学派の形成

さらに、オルランドは、大学における開講講義でも有名である。その中でも1889年に、パレルモ大学で行われた『公法の法学的再構成のための技術的基準』と題する講義<sup>12)</sup>が特に著名である。というのは、この講義は、学問的知の専門化及び断片化の進行に歯止めがかからない時代である今日でも、法律学を活性させる統一的な概念構築にとって有益で教訓的だからである。オルランドはまた、文化の優れた組織者であった。1891年から1896年までパレルモで発行されたイタリアにおける最初の公法学に関する学問的雑誌《*Archivio di diritto pubblico*》を創刊し、監修した。また、1897年から刊行された『イタリア行政法に関する最初の包括的論集 (*Primo Trattato completo di diritto amministrativo italiano*)』の編集作業を指揮・調整した。

オルランドは当時の公法学者にドイツ法律学を「モデル」として示したことは周知のことである。しかし、この点に関しては、基本的な区別を行っていたのである。すなわち、彼は私法学の長年にわたる経験から引き

---

12) 1889年1月8日、行政法及び憲法学講座 (Corsi di Diritto amministrativo e costituzionale) の開講講義。その内容は、《*Archivio giuridico*》47巻1号(1889年)に収録された。現在は、V.E. Orlando, *Diritto pubblico generale, cit.*, pp. 3-22に再録されている。その他の講義には、1885年12月4日モデナ大学における「法秩序と政治秩序 (ordine giuridico e ordine politico)」、1886年12月2日メッシーナ大学における「憲法学の法的再構成の必要性 (Sulla necessità di una ricostruzione giuridica del Diritto Costituzionale)」がある。これらの講義において、オルランドが目指したことをフィオラヴァンティは以下のようにまとめている。「オルランドは、余りにも哲学者、政治学者、歴史家であることに関心を持ち過ぎている公法学の現状から脱して、科学的かつ学問的威厳を獲得する必要性を強調した。すなわち、歴史があり、確立されたローマ法の伝統から恩恵を得てきた民事法と同様、公法学も法学研究の基本的分野と見なされなければならない。彼の狙いは、民事法の場合と同様に、公法学に対して、法的諸原則によって体系化された公法のルールの体系を構築することであった。このことが、私法学者が契約、財産及び義務といった基本的原則を議論する時と同じ程度の確信をもって、公法学者が、主権、自由、政府形態及び公的機能について議論することを可能とするであろう。」M. Fioravanti, Vittorio Emanuele Orlando: *Scolar and State man, op.cit.*, p. 33.

出された法学的方法を受け入れるべき方法とした。しかし、その一方で国家元首及び君主・官僚・軍隊の制度上の一体性が優越するビスマルクモデルを憲法学上のモデルとして示さなかった。要するにオランダは、イギリスの経験に対する際立った称賛に基づき、議会や選挙による会議の果たす憲法上の役割に絶えず重要性を与えていたという点で、ドイツモデルと距離をとっていた。サヴィニー（Friedrich Carl von Savigny）の歴史学派から引き継いだ歴史主義の基礎（基盤）と一体化したイギリスの経験から、オランダは、法（diritto）と法律（legge）、コモンローと制定法（statuto law）とを本質的に区別をし、極端に法律中心主義的及び制定法中心主義的な実証主義に陥る危険から逃れた。最後にオランダは、ドイツの法律家の中でイエリネック（Georg Jellinek）を特に評価していたという事実を忘れてはならない。そして、イエリネックに関して、彼は、ドイツの法律家の中で、最も「ラテン的」言い換えれば、権利の保障とくに政治的自由の行使の保障に最も敏感であると好んで繰り返して言った。

#### イタリア公法学への貢献 ①議院内閣制論

オランダは、公法学に多様な貢献をした。この場では、そのいくつかを選択して取り上げることに止まらざるを得ない。まず、「議院内閣制に関する法学的研究（*Studi giuridici sul governo parlamentare*）」<sup>13)</sup>と名付けられた1886年の著名な論文とともに政府形態の問題を取り上げることにしよう。長きにわたり支配的であり続け、ある側面で今日においても我が国の憲法的伝統の特質に関する正確な検討を私たちに強いている一つの解決策をこの論文は、提示した。オランダは政府形態の問題について、二つの「政治的な極端派」を批判した。一つは政府を主権者人民の代表の議院（下院）の政治的意思の執行のための単なる委員会に変える、すなわち、議院内閣制を単なる会議制（governo d'assemblea）に変形させる急進的・ジャコ

13) Studi giuridici sul Governo Parlamentare, 《Archivio giuridico》, vol. XXXVI, Bologna. 現在は, V.E. Orlando, Diritto pubblico generale, cit., pp. 345-415.

バン派である。もう一方は、政治的多数派そして議会の役割を考慮せず、君主自らが与えた政府の制度的実質に対する純粋に補佐的なものと議会を考えるドイツ・プロイセン派であった。

オルランドは、この二つの「極端な立場」の中間に、双方の立場に対する代替案として、議会における多数派に基づき、国家元首が純粋に公証人としての役割に限定されない政府という「法学的解決策」を構想した。オルランドにとって、強力で安定した政治的多数派なしに安定した議院内閣制はありえないが、同様に国家元首の議会に対する抑制及び支援という大きな強力な役割なしに安定した政府も存在しない。オルランドにとって、議会の多数派と国王（国家元首）の影響は、議院内閣制という制度設計の中に理想の遭遇場所を見出したのであった。

この方針に従って、オルランドは、いかなるアルベルト憲章への「回帰」すなわち、世紀末のイタリアで、議会主義をめぐる論争という文脈で練られた同じ方向性をもった提案に絶えず反対した。彼にとって、憲章上の君主が議会多数派に反対すべき実体が歴史的に存在してこなかった。しかし、反対も事実である。政府は、ただ、政治的多数派の単なる投影であった訳ではなく、多数派が憲法上の制度・機関となるのはむしろ、国家元首による承認の結果であった。こうした理由でオルランドは、実質的に国家元首の下院解散権という基本的な権限を事実上元首から剥奪して、元首の役割を単に形式的なものに削減することとなる首相中心政府（*governo del Premier*）へと展開することに好感を示さなかった<sup>14)</sup>。また同様な理由で「政

14) 1890年代以降、新内閣の成立に際しては下院で信任投票が行われる慣習が成立した。但し、これはアルベルト憲章（1848年）の「[暗黙]の改正」にすぎなかった。国王の憲章上の大権はその後も維持され、国王の執行権に立脚した体制を築くべきだとする「アルベルト憲章への回帰」論（ソニーノ、*Sonnino Sidney Torniamo allo Statuto Nuova antologia*. 151 (1897), p. 9-28) も一定の影響力を保っていたほどである。従って、政治情勢が混乱しているときには国王が主導権を握ることが可能であり、「ローマ進軍」の際には国王の決断が決定的な役割を果たした。高橋利安「アルベルト憲章と議院内閣制」土肥秀行・山手昌樹『教養のイタリア近現代史』ミネルヴァ書房（2020年）80-82頁。

府主席（*Capo del Governo*）」という用語は、ようやく1925年法律<sup>15)</sup>に盛り込まれことになったに過ぎないと繰り返すのを好んだ。オランダが擁護した二元主義的解決は、憲法制定議会でも生きていた。たとえば、議院内閣制の「二つの支柱」という繰り返されるメタファーに着想を得たルイーニ（*Meuccio Ruini*）<sup>16)</sup>のいくつかの発言<sup>17)</sup>に確認できることも忘れてはならない。ここで重要なのは、権力間の均衡を保障するための機構という歴史的・伝統的意味における「イギリスモデル」の不変な教訓であり、反対に、一つの権力の支配、すなわち、政府の首席という人物を中心とした一元主義型の解決を招く20世紀及び現代の意味でのイギリスモデルではない。

## イタリア公法学への貢献 ②社会立法

我が国の公法学にオランダが与えた他の重要な貢献は、社会立法に関するものである。ここでは、雇用主が労働災害に対して労働者に対する補償を義務付ける法案について議論された1898年3月12日の議会審議<sup>18)</sup>を簡略に思い起こせば十分であろう。その法案の中に、補償は、明白に過失に還元できる損害事件に原則として限定されるという自由主義的な民事法の

15) 1925年12月24日法律第2263号「政府主席、内閣総理大臣の権限及び大権に関する法律（*Legge 24 dicembre 1925, n. 2263 Attribuzioni e prerogative del Capo del Governo, Primo Ministro Segretario di Stato*）」。

16) ルイーニは、1942年の労働民主党の結成に参加し、ファシズム政権崩壊後に反ファシズム政党により結成された国民解放委員会の労働民主党代表。制憲議会においては、憲法草案を起草した憲法委員会の委員長を務めた。

17) 代表的な発言として以下のものがある。

「よく見れば、議院内閣制は、人民主権と国王主権という二つの支柱に架けられたアーチである。」しかし、今や「二つの支柱のうち一つが倒れたのであるから、議院内閣制を共和制と民主政という政治的環境に適応させなければならない。」。Cfr., *Intervento di Ruini nella seduta 12 marzo 1947 in AC, A, pp. 2010–2024*.

18) イタリアの最初の強制的な労働災害保険制度の創設する法案についての議論。この法案は成立した。1898年3月31日「労働災害について（*Legge 17 Marzo 1898 n. 80. Infortuni sul lavoro*）」。



中心的な原理からの明白な逸脱を見た下院及び当時の法律学の保守派の法案反対論へのオルランドの粘り強い発言が決め手となった。オルランドは反対に、直接的に利益を追及する活動が存在し、損害が発生した場合には、裁判所の責任の是認とは無関係に賠償されるべきであることを認める機は熟していることを示そうとした。法技術的側面を越えて、オルランドの中には、すでに社会問題を抱えていた貧困層に対する特別の関心があり、その結果、制度的側面において新たな解決策を用意する必要があることを十分自覚していた。

また、社会立法に関しては、協同組合及び相互扶助協会（*Associazione di mutuo soccorso*）<sup>19)</sup> という結社主義（*associazionismo*）の分野におけるオルランドとルツァッティ（*Luigi Luzzatti*）<sup>20)</sup> の関係を忘れることはできない。二人の法律家は、社会的目的のための公的介入という文化をイタリア公行政に普及させるという意図で、1902年に共に《*Archivio del diritto pubblico e della amministrazione italiana*》という雑誌を創刊した。一般にオルランドとルツァッティのような自由主義は、危険で拒絶すべき二つの極端な思想の間にある理想的な方針と位置づけられる。一つは、「国家社会主義」であり、もう一つは18世紀から19世紀の自由社会に対する危険性も浸食性も低い、いわゆる「原子論的個人主義（*individualismo atomis-*

---

19) 会費を積み立て、冠婚葬祭や疾病・失業時に手当を支給することを目的として、労働者・職人のあいだに結成された。当初、貴族やブルジョワの恩顧や慈善に依拠したが、労働組的性格を強めた。北原、前掲455頁。

20) ルツァッティは、1841年3月1日ヴェネツィアで誕生。内務、国庫、財務、などの大臣を経て内閣総理大臣に就任（1910年3月31日から1911年3月29日）するという政治家としては華々しい経歴であった。しかし、彼は同時に大学教員でもあった。1863年8月13日パドヴァ大学法学部を卒業後、1867年に同大学の憲法学担当の教授に任命され、1896年まで教鞭を取った。また、ドイツのシュルツェに影響を受けたルツァッティは、イタリアで最初に組合員の1人1票制で意思決定を行う協同組合銀行である庶民銀行を設立した（1864年）。さらに、彼は、社会立法の推進に強い関心を示した。Paolo Pecorari e Pier Luigi Ballini, *Luigi Luzzatti: un profilo biografico in Luigi Luzzatti, Discorsi parlamentari*, Camera dei deputati, Archivio storico, Roma, 2013, pp. VII ss.

tico)」である。自由社会は、自らに対する二つの敵をはっきりと突き止めることによってのみ救うことができる。その敵とは、まず、官僚制と行政機関の浸透、国家及び他の機関によるいかなる抑制もない最も強力な権益の明白な支配である。

### ファシズムとオランダ

オランダという人間を理解するには、体験することとなったファシズム体制の樹立、共和国憲法の成立という二つの体制転換に対して取った態度に注目することが必要である。第一の事例に対する態度を理解するためには、1919年8月15日に施行された比例代表制と名簿式投票という特徴を持った新たな選挙法、そして、もはや政党が、選挙に基づく勢力に比例する形で、議会委員会の活動拠点を占めることとなった翌年の議院規則から、検討を始める必要がある。

オランダにとって、これは、自由主義的法治国家の王道からの重大な逸脱の問題であった。なぜなら、自由主義的法治国家は、地域の政治的共同体から有能であると知られた人物を当選させることに適合的な小選挙区制と地域が限定された選挙区に基づかなくてはならないとシチリアの法律家は、考えていたからであった。オランダによれば、地域が広い選挙区における名簿投票によって政治は没个性的になり、政党の機関の支配に置かれる。そして政党は、不可避的に自由な社会に対する二つの歴史的な敵と同盟する。その二つの敵とは、すでに触れたように官僚制と強力に組織された権益団体である。自由主義的法治国家を本来の軌道に戻すことでこの事態に反撃する必要があった。

オランダには、当初、ファシズム<sup>21)</sup>はこの王道への復帰の手段であり

21) 1922年の「ローマ進軍」を受け、国王は、ムッソリーニに組閣を命じた。議会の自由主義諸派も、ファシスト党の議員数が35人に過ぎないにもかかわらず、ムッソリーニ首班の内閣を信任した。こうしてファシズム政権が正式に成立した(10月31日)。自由主義派は、「ファシズム運動を国家制度のなかに引き込むことで政治が正常化され、ファシストの行動も合法化の枠内に戻る」との判断で信任した。➤

得るように思われた。こうして、1924年4月6日選挙へのシチリアの単一選挙区からの立候補のような1924年までのオルランドの態度<sup>22)</sup>は説明できる。しかし、後にオルランドによって「真のクーデター」と定義される1925年1月3日のムッソリーニの演説<sup>23)</sup>、さらにオルランド自身も部分的に巻き込まれ、彼の中に忘れられない痕跡を残した脅迫と暴力に満ちた同年8月2日のパレルモ市議会選挙によって事態はすべて変わった。

演説から遠くない8月6日に我々の法律家が下院議員を辞職したのは偶然ではなかった。すなわち、前年の11月22日の下院における演説で、すでに新たな体制（ファシズム）がいかなる方向に進むのかをよく理解していたことを示していた。その方向性とは、彼によれば、新しい政治、大衆政党及び組織された巨大な権益の浸透に対して国民国家の権威を再確立するという期待されたものではなく、今度は、単一政党によるという新たな形態の国家支配という真逆のものであった。国家（自由主義的法治国家）を守るためなら、ファシズムを支持することも考えることさえ許されるのであれば、同じ理由・意図から、公然とファシズムから離脱するという道を毅然と選択しなければならない。最後に、アルベルト憲章6条<sup>24)</sup>の著名な解釈に従って、「法律の絶対的優越性」を再確認した法律命令（decreto-

---

北原前掲「自由主義からファシズムへ」487頁。

22) 同様な立場として、アチェルボ法（全国で最多得票をえた党が総議席の3分の2を獲得し、残りの3分の1をその他の党に比例配分、1923年に成立）と呼ばれる新選挙法審議への熱心な参加を挙げることができる。アチェルボ法によって実施された1924年4月6日総選挙の結果、ファシストは、一部の権威主義的な自由派の一部を取り込んだファシタの国民リストが、総投票数の60.1%投票を得て、355議席を獲得した。高橋進『ムッソリーニ 帝国を夢見た政治家』、山川出版、2020年、50頁。

23) 統一社会党書記長マッテオッティの拉致・殺害事件に対して「力による支配の方針を示した演説。これを境にファシズムは新体制（全体主義体制）の形成に舵をきった。前掲高橋（進）、52-55頁。

24) アルベルト憲章6条は以下の通り。「国王は、国のすべての官吏を任命し、法律を執行するために必要な命令及び規則を制定する。但し、国王は、命令及び規則によって、法律の適用を停止し、又は法律の適用を免除することはできない。」

legge) に関する論文<sup>25)</sup> をオランダが執筆したのも1925年であったことも記憶されるべきである。要するにファシズムから距離を取ることで、彼が評価してきた議会及選挙による会議の基本的な役割をオランダは再確認した。

数年後の1931年、オランダは大学における教職からも離れ、同年の命令<sup>26)</sup> によって大学教授に対して課されることになったファシズム体制への忠誠宣誓という厄介な儀式を避けた。こうして、わが法律家の人生の全体を特徴づけた3つの活動のうち、この時期には弁護士の活動だけが残った。学問活動については、継続したが、縮小された形に止まった。ファシズムは法律家として注目に値するいかなる「公法」も生み出すことはなく、公法に関する学問的な思索な活動を再開するのは、最終的に体制の終焉を待たなければならないということをオランダは確信していた。その時から、第一次大戦の直後である1919年にこれほど劇的に中断された道を再び辿ることができるであろう。

### 共和国憲法とオランダ

オランダの憲法制定議会に対する態度は興味深いものであった。ここは、オランダが採った立場を詳細に検討する場ではない。むしろ、この

25) V. E. ORLANDO, *Ancora dei decreti- legge (per fatto personale)*, 《Rivista diritto pubblico》 maggio 1925, pp. 210–223. 特に, p. 214を参照。

26) 1931年8月28日王国命令第1227号「高等教育制度に関する規定 (il regio decreto n. 1227 del 28 agosto 1931, pubblicato nel Gazzetta Ufficiale del Regno d'Italia dell' 8/10/1931, n. 233) 18条。18条の規定は以下の通り。  
「王立高等教育機関における正教授及び特任教授は、以下の様式に従って宣誓を行わなければならない。

《国王、その継承者及びファシズム体制に忠実であることを誓う。アルベルト憲章及びその他の国家の法律を誠実に遵守すること誓う。教育という職務を行い、勤勉で誠実かつ祖国及びファシズム体制に献身的な市民を形成するという目的を持って、大学のすべての任務を果たすことを誓う。その活動が私の職務上の義務と両立しない結社及び政党に加入してないこと及び将来も加入しないことを誓う。》」

局面の全体をうまく集約し、また結論に達する手助けになるエピソードを思い起こすことが適切であろう。問題となるのは、1947年4月23日の会議である。オルランドは、家族、学校、健康、芸術、科学といった憲法第1部第2章の倫理的・社会的関係に関する規定を憲法から削除するか、または憲法の冒頭の前文に置くことを目的とした議事日程<sup>27)</sup>を提案した。オルランドにとって、実施されない運命にあり、規範的価値の乏しい混乱した権利のリストであるか、或いは反対に規範的効力を生み出すとすれば、たえず、理論的に確立され、正式に承認された民事法の規範に委ねられてきた領域を侵犯することになると思えたからである。言い換えれば、制憲議会の作業範囲の問題を明確に提起したのであった。

憲法制定議会におけるオルランドの最後の闘いであった。彼の議事日程に対して、キリスト教民主党を代表して、大物法律家の一人であるコンスタンティーノ・モルターティ (Costantino Mortati)<sup>28)</sup>が反対討議を行った。モルターティは、我々が見たようにオルランドが、第一線を離れていた

27) オルランドの議事日程の内容は、次の通り。「本会議は、第2章の全条文(23条から29条)を憲法典に盛り込むべきでないと考える。その理由は、まずこの条文が有効な規範的内容を欠いている(抽象的で役に立たない定義、財源の裏付けのない約束)からであり、また、立法権に留保された事項及び法典(Codici)、即ち、その一部でも変更すれば法の安定性を損なうこととなる一つの制度を創設する法律によって実際に規律されている事項を侵害するからである。この条文を憲法の全に前文に盛り込むべきか否かを検討するために、憲法委員会に送付する。」Cfr., *La Costituzione della Repubblica nei lavori preparatori della Assemblea Costituzione*, vol. II, p. 1156.

28) モルターティは、1891年12月27日コリリアーノ・カーラプロ(コゼンツァ県)で生まれ、1914年ローマ大学法学部を卒業(また文哲学部を1917年、政治学部を1930年に卒業)。会計検査院の職員を経て1936年に憲法講座担当資格を得て、メッシーナ、マチラータ大学で教鞭をとり最後に1955年からローマ大学政治学部の教授となった。憲法制定議会にキリスト教民主党のリストから立候補者し、当選。憲法委員会で立法権に関する報告を行うなど活発に制憲議論における議論に参加。1960年から1970年まで憲法裁判所の判事(ジョヴァンニ・グロンキ共和国大統領の任命)。1985年10月25日にローマで死亡。20世紀で最も重要な憲法学者の一人と評価されている。Fulco Lanchester, Costantino Mortati in *Il Contributo italiano alla storia del Pensiero - Diritto* (2012), pp. 594-597.

1920年代および30年代に学問形成をした若い世代に属してた。老齡の巨匠に敬意を示した後で、モルターティは明確な言葉で次のように断言した。「絶対的な立法事項もそして絶対的な憲法事項も存在しない。反対に政治勢力が、一定の時点である規範の持つ重要性に下す、もっぱら政治的評価である。すなわち、その規範が法律的内容なのかそれとも憲法的内容なのかについて決定するのは、政治勢力である<sup>29)</sup>。」。モルターティにとって、ある「事項」が、その「性質」から憲法に盛り込まれるのに適合的か否かを決定することはできない。憲法制定作業の境界を決定するのは、憲法を作成しつつある政治勢力・政党を通して明白に識別できる制憲主体以外にあり得ない。この主体は、憲法に社会全体及び社会の諸制度の全体の構想を盛り込むことも決定できる。実際、モルターティの議論の中にオランダ及び自由主義法的及び政治的文化が絶えず恐れていたもの、すなわち、憲法制定権力が存在した。それ以降、憲法を作成するとは、オランダの視点から見れば、言葉は同じだが、新しく恐ろしく別のもの、すなわち、憲法の実施、換言すれば憲法の原則が制度のすべての分野及び社会の具体的生活に浸透することを意味した。

偶然であろうが、1947年春以降、オランダは、自らを異なった政治的・憲法的季節に属するある種の「亡霊」と自分をよく描くようになった。実際のところは、自己を「亡霊」と描くことは、他人の関心を引く単なる工夫である。なぜなら、彼は、政治的・憲法的な新たな現象と批判的かつ生産的に対峙するためのすべてのエネルギーを保持していることを知っていたからである。

冒頭で見たように、まさに政党に関する論文で、最晩年における彼の科学的生産を終えていることは偶然ではない。彼の憲法モデルには、憲法制定権力、基本的な指針としての憲法、広範な役割—不可避的に憲法裁判所の役割も含まれる—を持った憲法のための余地は存在しないことは事実で

---

29) La Costituzione della Repubblica nei lavori preparatori, cit., p. 1166.

高橋：ヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド：法律家

あった。この意味で、1947年4月のエピソードにおいて、オルランドからモルターティへの引継ぎ、オルランドからすれば、長い旅に終止符を打つたことは事実だ。

おわりに

われわれは、国民評議会におけるイタリア統一国家とともに自分は生まれたというオルランドの発言を引用することで議論を始めた。そして、次のように結論づけることができる。すなわち、彼は、これほど深く自己と同一化し、自らの政治的・法律的知識によってその構築に大きく貢献した国家の在り方（統一イタリア国家）とともに死を迎えたと。

### [参 考 資 料]

ヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド関連年譜

- 1860年 パレルモで伝統ある法曹の家系の長男として生まれる（5月19日）。
- 1877年 パレルモ大学法学部に入学。同期の入学者にモスカ（Gaetano Mosca [1858-1941]、法律家及び政治理論史研究。代表作に『諸政府の理論及び議会政治（Teorica dei governi e governo parlamentare）』がある。スカドウト（Francesco Scaduto [1858-1942] 法律家、パレルモ、ナポリ大学の宗教法（diritto ecclesiastico）の教授。上院議員。宗教法の新たな学説の創設者）がいた。
- 同時に父親の法律事務所で法実務の経験を積み、代許士 Procuratore Legal となる。

\* 学生時代の執筆活動

- ① *IL Prometeo di Eschilo e il Prometeo della Mitologia greca- Saggi di mitologia comparata*, 《Rivista Europa》, Firenze, 1 giugno 1878
- ② *Una scappata nell'interno. Bozzetto letterario*, 《Rassegna Palermitana》, I, 1879, pp. 184ss.
- ③ *Le condizioni finanziarie de' nostri comuni*, ibidem. pp. 220
- ④ *Delle forme e delle forze politiche secondo H.Spencer*, 《Rivista Europa》 III, 1 maggio 1881.

- 1881年 法学部を首席で卒業（7月）。

1882年選挙法に関する論文 (*La riforma elettorale*, 1881) により, ロンバルディア科学・文学王立協会から表彰される。(12月)。

\* この論文に先行するものとして, *Il nuovo libro di Marco Minghetti*, 《Rivista Europa》, 1 gennaio 1882がある。これは, Minghetti, *I partiti e la loro ingerenza nella giustizia e nell'amministrazione* の書評である。また, 政党の変容, 議会制についての研究の成果を続々に発表する。

① *La genesi delle istituzioni politiche*, 《Rassegna di Scienze Politiche e Sociali》, anno, vol. 1, 1884.

② *Statistica elettorale*, 《Rassegna di Scienze Politiche e Sociali》1 (1883), vol. 2, p. 470-478

③ *La decadenza del sistema parlamentare*, 《Rassegna di Scienze Politiche e Sociali》- 2 (1884), vol. 1, p. 589-600.

④ *Della resistenza politica individuale e collettiva*, Torino, 1885.

⑤ *Studi giuridici sul governo parlamentare*, 《Archivio giuridico Filippo Serafini》36 (1886), p. 521-586

⑥ *Sur le Fondement Juridique della Représentation*, 《Revue de Droit Public et de la Science Politique》, vol. III, Parigi, 1895. 今は, V.E. Orlando, *Diritto pubblico generale*, cit., pp. 417-456に再録。

1884年 パレルモ大学の特定教授 (Professore pareggiato) となる。

1885年 モデナ大学法学部憲法担当の特任教授 (professore straordinario) に就任。

1886年 メッシーナ大学法学部憲法担当教授 (-1888年)

1889年 パレルモ大学法学部行政法担当教授

1891年 イタリア最初の公法雑誌 《Archivio di diritto pubblico》をパレルモで創刊 (1896年まで続く)。

\* 公法イタリア学派の創設の視点から重要な論文

① *I criteri tecnici per la ricostruzione giuridica del Diritto pubblico*, 《Archivio Giuridico》, vol. XL II, 1889, fasc.1-2.

② *Programma dell'Archivio di diritto pubblico*, 1891.

③ *Principi di diritto costituzionale*, Firenze, 1894.

1897年 イタリア最初の体系的な行政法教科書, *Primo Tratto completo di diritto amministrativo italiana* の企画開始。

最初に下院議員に選出される (5月21日, パレルモ近郊の Partinico 選挙区)

1902年 ローマで Luigi Luzzati とともに短命だが重要な役割を果たした雑誌 *Archivio del diritto pubblico e della amministrazione italiana* を創刊

1903年 Luzzati の招きでローマ大学法学部へ移籍。



高橋：ヴィットリオ・エマヌエーレ・オルランド：法律家

- 第2次ジョリッティ内閣の文部大臣（*ministro della pubblica istruzione*）に就任（11月3日～1905年3月12日）。初等教育制度改革に取り組む。
- 1907年 第3次ジョリッティ内閣の司法大臣に就任（3月14日～1909年12月11日）。司法制度改革に取り組む。
- ①1907年7月14日法律第511号：司法官の身分保障及び懲戒について  
②1908年7月24日法律438号：司法制度について  
③1907年10月10日勅令第689号：司法官最高会議（*Consiglio Superiore della Magistratura*）の設置について
- 1914年 サランドラ内閣に再び司法大臣として入閣（6月5日～1916年6月18日）
- 1916年 ボゼッリ内閣の内部大臣に就任（10月19日～28日）。カドルナ將軍との不和は有名。
- 1917年 内閣総理大臣に就任（10月29日～1919年6月23日）。内務大臣を兼任。政治家としての絶頂期。
- 1918年 パリ講和会議のイタリア代表団団長。
- 1919年 パリでローマ教皇庁全権大使ととの会談を重ね、ラテラノ条約の基礎となる合意に至る。
- 6月23日オルランド内閣辞職。8月15日新選挙法（比例代表制）施行。11月16日、新選挙法下の最初の選挙でバレルモ選挙区から当選。招集された下院の議長となる（12月2日～20年6月25日）
- 1923年 1919年選挙法に代わるアチルポ法の起草に熱心に参加。
- 1924年 アチルポ法による選挙で、シチリア選挙区から当選。
- 1925年 議会演説で明確に反ファシズムの立場を表明（1月16日）し、野党に参加。8月に下院議員の辞表を提出（11月18日に受理）。
- 1931年 ファシズム体制への忠誠の宣誓を逃れるために、ローマ大学辞職。政界からも大学からも離れ弁護士へ。
- 1945年 政治活動再開。国民評議会（*Consulta Nazionale*）の評議員に任命され、制憲議会の権限及び政体決定の方法、新憲法に基づく議会が招集されるまで立法権の在り方を定めた第2次暫定憲法（1946年3月16日王国代行立法法令第98号）の制定に大きな役割を果たした。
- 1946年 憲法制定議会の議員となり、政府形態、憲法裁判所の設置、などの分野で積極的に審議に参加する。
- 1948年 上院議員となる。上院議員として憲法裁判所の設置問題に反対の立場から積極的に議論に参加する。
- 1952年 ローマにて死去。